

## 令和元年台風第19号による災害に対する金融上の措置について

2019年10月15日  
宮城県漁業協同組合

令和元年台風第19号により被害にあわれた皆様に対しまして、心からお見舞い申しあげます。

当組合では、災害救助法が適用された宮城県14市20町1村内の被災者の方々に対しまして、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、お客さまのお取引のある店舗までお願い申し上げます。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人さまを確認させていただいた上で、お支払について柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じさせていただきますのでご相談ください。
3. ご事情により、定期預金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。  
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
4. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
6. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
7. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

○災害救助法適用市町村

【宮城県】

仙台市（せんだいし）、石巻市（いしのまきし）、塩竈市（しおがまし）、気仙沼市（けせんぬまし）、白石市（しろいしし）、名取市（なとりし）、角田市（かくだし）、多賀城市（たがじょうし）、岩沼市（いわぬまし）、登米市（とめし）、栗原市（くりはらし）、東松島市（ひがしまつしまし）、大崎市（おおさきし）、富谷市（とみやし）、刈田郡蔵王町（かったぐんざおうまち）、刈田郡七ヶ宿町（かったぐんしちかしゆくまち）、柴田郡大河原町（しばたぐんおおがわらまち）、柴田郡村田町（しばたぐんむらたまち）、柴田郡柴田町（しばたぐんしばたまち）、柴田郡川崎町（しばたぐんかわさきまち）、伊具郡丸森町（いぐぐんまるもりまち）、亶理郡亶理町（わたりぐんわたりちょう）、亶理郡山元町（わたりぐんやまもとちょう）、宮城郡松島町（みやぎぐんまつしままち）、宮城郡七ヶ浜町（みやぎぐんしちがはままち）、宮城郡利府町（みやぎぐんりふちょう）、黒川郡大和町（くろかわぐんたいわちょう）、黒川郡大郷町（くろかわぐんおおさとちょう）、黒川郡大衡村（くろかわぐんおおひらむら）、加美郡色麻町（かみぐんしかまちょう）、加美郡加美町（かみぐんかみまち）遠田郡涌谷町（とおだぐんわくやちょう）、遠田郡美里町（とおだぐんみさとまち）、牡鹿郡女川町（おしかぐんおながわちょう）、本吉郡南三陸町（もとよしぐんみなみさんりくちょう）

本件に関するお問い合わせ

宮城県漁業協同組合

電話番号：0225-21-5715

気仙沼金融センター

電話番号：0226-26-4720

石巻金融センター

電話番号：0225-24-1145

塩釜金融センター

電話番号：022-361-9210